

令和4年8月19日

各高齢者施設 施設長 様

名古屋市健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策部長
名古屋市健康福祉局高齢福祉部長

新型コロナウイルス感染症陽性者の施設内療養について

平素より新型コロナウイルス感染症対策にご協力を賜りましてありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、第6波の2倍以上の発生状況となり、多数の医療機関でのクラスターの発生、発熱外来や救急外来のひっ迫によって、入院病床の確保が困難な状況となっています。

酸素投与が必要な方についても搬送先が見つからず、施設医や往診医等に、施設内での酸素投与や点滴を依頼し、引き続きの療養をお願いせざるを得ない状況となっております。

本市といたしましては、この困難な状況を各高齢者施設の皆様とともに乗り切るために可能な限りの支援を行ってまいります。医療機関における極めて厳しい入院状況をご理解いただきますとともに、陽性者発生に備え、下記の点にご留意くださいますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 陽性者発生時の対応

(1) 関係機関に連絡

保健センター等関係機関にご連絡ください。

保健センターまたは名古屋市保健所事業所チームが陽性者発生状況に関する調査を行うとともに、感染対策などのアドバイスをを行います。連絡先等については、NAGOYA かいごネット「クラスター対策について」の4をご覧ください。

NAGOYA かいごネット「クラスター対策について」

<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/docs/2022020700027/>

また、介護保険課へ事故報告書を提出してください。（事故報告書の様式は下記よりダウンロードしてください。）

<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/docs/2020050800014/>

(2) 治療薬の早期投与

重症化防止のため、適応がある患者には抗ウイルス薬などの治療薬の早期の投与が有効ですので、施設医や往診医等にご相談ください。詳細については、NAGOYA かいごネット「クラスター対策について」の5及び別添1「軽症の新型コロナウイルス感染症患者に投与可能な治療薬の概要」をご覧ください。

(3) 医師の派遣制度

医療提供を受ける必要があるにもかかわらず、依頼先に心当たりがなく対応にお困りの場合は、愛知県内の施設を対象に愛知県医師会が施設からの求めに応じて医師の派遣調整を行う仕組みがあります。

連絡先等については、NAGOYA かいごネット「クラスター対策について」の6及び別添2「令和4年度新型コロナウイルス感染症自宅療養者等への医療提供事業について」をご覧ください。

2 各種補助制度

(1) 介護保険課が実施する補助制度（介護事業所向け）

ア サービス提供体制確保事業補助金（かかりまし経費）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている介護サービス事業所等が、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費について支援を行います。対象となる経費は、衛生用品の購入費用、緊急時の人材確保費用、事業所の消毒費用等があります。また、病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養することとなった場合については、状況に応じて、施設内療養者一人あたり最大30万円の助成がされます。令和4年度においては、令和3年4月1日以降に発生した経費を対象としています。詳細についてはNAGOYA かいごネットの下記ページをご覧ください。

NAGOYA かいごネット

「令和3年度及び令和4年度 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等に対するサービス提供体制確保事業補助金の申請について」

<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/docs/2021102200011/>

イ 高齢者施設における検査費用補助金

新型コロナウイルス感染症が発生した、またはその併設の高齢者施設等の職員又は利用者が、行政検査によらず任意で検査を受検するために必要な経費の一部について支援を行います。令和4年度においては、令和3年4月1日以降に発生した経費を対象としています。詳細についてはNAGOYA かいごネットの下記ページをご覧ください。

NAGOYA かいごネット「令和3年度および4年度 高齢者施設等における検査費用補助金について（一部変更）」

<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/docs/2021100300010/>

(2) 新型コロナウイルス感染症対策室が実施する補助制度（医療機関向け）

施設内療養を行う患者に対して医療機関等（※）が往診を行った場合には、診療1回（患者1人）当たり5万円が当該医療機関に交付される本市の補助制度があります。必要に応じて協力医療機関等へご案内ください。詳細については名古屋市公式ウェブサイトの下記ページをご覧ください。

※施設に勤務する医師（常勤・非常勤含む）が勤務として同施設の入所者（自宅療養者）を診療する場合は、補助金の対象外となります。

名古屋市公式ウェブサイト「新型コロナウイルス感染症自宅療養者等への医療提供

事業補助金について」

<https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000138990.html>

3 平時からできること

(1) 感染防止策の徹底

施設内にウイルスを持ち込まないように、引き続き感染防止策の徹底をお願いいたします。クラスター化を防ぐには、迅速な検査、ゾーニング、適切な感染防止策等が重要です。

なお、施設の従事者を対象としたスクリーニング検査を実施していますのでご利用ください。また抗原検査により陽性となった場合につきましては、名古屋市陽性者登録センターをご利用ください。詳細についてはNAGOYA かいごネット及び名古屋市公式ウェブサイトの下記ページをご覧ください。

NAGOYA かいごネット「高齢者施設等の従事者への PCR スクリーニング検査の実施について」

<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/docs/2022072900031/>

NAGOYA かいごネット「抗原検査キットでの高齢者施設等の従事者へのスクリーニング検査の実施について」

<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/docs/2022072500026/>

名古屋市公式ウェブサイト「名古屋市陽性者登録センター」

<https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000155366.html>

(2) 陽性者が発生した場合への備え

施設で陽性者が発生した場合、慌てず対応できるよう、入所者・利用者及び職員リストの作成、施設のフロアごとの見取り図の準備、入所者・利用者・職員の健康観察と担当者の記録など、平時から「万が一」に備えていただくようお願いいたします。詳細については、NAGOYA かいごネット「クラスター対策について」の1～3をご覧ください。

(担当)

新型コロナウイルス感染症対策室 医療調整グループ
疫学調査グループ

介護保険課 指導係

軽症の新型コロナウイルス感染症患者に投与可能な治療薬の概要

名古屋市保健所

1 ベクルリー®（一般名：レムデシビル）

- 点滴で1日1回、3日間投与（最大で10日間）
- 重症化予防効果は高い
- 一般流通しているため、特別な手続きをしなくても、卸業者から入荷可能

2 ラゲブリオ®（一般名：モルヌピラビル）

- 経口で1日2回、5日間投与
- あらかじめ医療機関が「ラゲブリオ登録センター」に登録する必要あり
(<https://msd.secure.force.com/OrderSystem>)

登録には医療機関コードが必要だが、高齢者施設等の医師に対しては登録用の仮コードを付与可能（愛知県へ相談）。

現在は一般流通していないが、今後変更される見込み

3 パキロビッド®パック（一般名：ニルマトレルビル／リトナビル）

- 経口で1日2回、5日間投与
- 重症化予防効果は高い
- あらかじめ医療機関が「パキロビッド登録センター」に登録する必要あり
(専用フリーダイヤル 0120-661-060)
高齢者施設は登録不可（医療機関からの処方が必要）
- 飲み合わせが悪い薬が多いので、高齢者には使いにくい

ラゲブリオ®、パキロビッド®パックについては、愛知県公式ウェブサイト「新型コロナウイルス感染症治療薬関係書類のご案内」や別添の厚生労働省通知をご参照ください。

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kansen-taisaku/coronadrugdocuments.html>)

令和 4 年 5 月 9 日

各施設担当課長 様

新型コロナウイルス感染症対策部主幹
(新型コロナウイルス感染症対策)

令和 4 年度新型コロナウイルス感染症自宅療養者等への医療提供事業について（依頼）

見出しの件につきまして、新型コロナウイルス感染症自宅療養者が地域において必要な医療の提供を受けられる体制を構築するため、診療等を行った医療機関及び訪問看護ステーションに対して補助金を交付する事業を令和 3 年度より行っているところです。

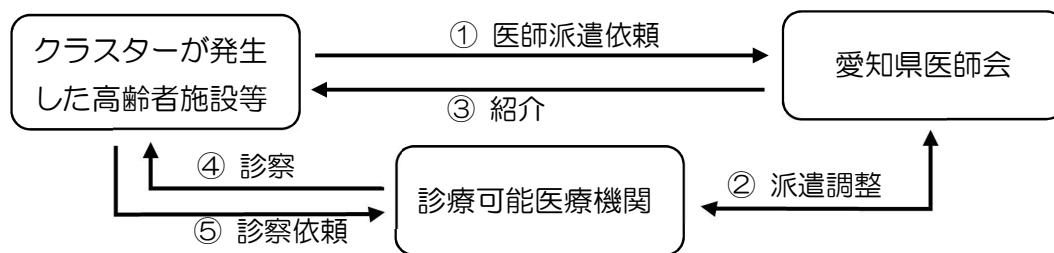
また、愛知県が令和 4 年 3 月 28 日よりクラスターが発生した高齢者施設等（以下、「施設」という。）への往診等を円滑に行うため、愛知県内の施設を対象に愛知県医師会が施設からの求めに応じて医師の派遣調整を行う仕組みを開始したところです。

本市では、本補助事業を令和 4 年度も継続することとなり、また医師の派遣調整の仕組みを同年度より開始したところです。

つきましては、貴所属の所管する施設に対し、施設でクラスターが発生し、医療提供を受ける必要があるにもかかわらず、依頼先に心当たりがなく対応にお困りの場合は、下記のとおり愛知県医師会等にお問い合わせいただきますようご周知願います。

記

1 クラスターが発生した施設への医師派遣調整の概念図



2 対象となる施設

市内に所在する新型コロナウイルス感染症によりクラスターが発生した高齢者施設等（特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、養護老人ホーム、障害者支援施設、児童福祉施設、障害児入所施設、保護施設 等）

3 クラスターが発生した施設から愛知県医師会へ医師の派遣を希望する場合
の問い合わせ先

○平日 9時00分～17時00分

愛知県医師会医療業務部第3課 TEL:052-241-4143 FAX:052-241-4130

○上記時間外（土・日・祝日及び平日17時00分～9時00分）

愛知県救急医療情報センター TEL:052-263-1146 FAX:052-264-1298

担当：新型コロナウイルス感染症対策室 平野、小川

TEL:052-972-4379

Email:a4389-11@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp